

医療機関等の受診について

従来の健康保険証の経過措置期間は、令和7年12月1日をもって終了しました。

医療機関等で受診する際は、「マイナ保険証（健康保険証利用登録したマイナンバーカード）」の利用が基本となります。

※健康保険証は、令和7年12月2日以降利用できません。

令和7年12月2日以降、健康保険証は無効となりますので返却は不要です。

ご自身で個人情報に気をつけて破棄してください。

ただし、令和7年12月1日までに資格を喪失する場合は返却が必要です。

マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証を利用することにより、過去のお薬情報や健診結果をふまえたより良い医療が受けられる等、様々なメリットがあります。

令和7年12月2日からの医療機関等の受診には「マイナ保険証」をご利用いただきますようお願いします。

マイナ保険証のメリット、利用方法等を確認いただける動画が健康保険組合連合会より提供されていますのでご案内いたします。ぜひご覧ください。

【内容】

マイナ保険証のメリット（薬剤の情報共有、マイナ救急、災害時の情報連携等）

利用方法・留意点（利用登録方法、マイナンバーカードの安全性、スマホ保険証、更新手続き 等）

【YouTube】

URL はこちら

<https://youtu.be/Kpjvh0fo0ZU> 《全体版》約2分

QR コード



【マイナ保険証関連動画の健康保険組合連合会専用ページ】

URL はこちら

<https://www.kenporen.com/health-insurance/myna-movie/>

QR コード

